

日本労働年鑑 第55集 1985年版

The Labour Year Book of Japan 1985

第一部 労働者状態

III 産業合理化と経営労務

3 労働災害・職業病・健康問題

1 労働災害

労働災害の度数率・強度率

労働省の調査によれば、八三年の労働災害は、休業四日以上之死傷者数が二七万八六二三人、そのうち死亡者数が一万五六九六人であり、対前年比でそれぞれ五・三%、三・二%減少した。しかし、被災者総数(労災保険の新規受給者)は依然としてほぼ一〇〇万人もあり、交通災害の二倍に近い。しかも、重大災害(一時に三人以上の死傷者を発生させた労働災害)の発生件数は二一〇件であり、前年より三六件(二〇・七%)増えた。

労働省「労働災害動向調査」(従業員一〇〇人以上の事業所を対象)によれば、労働災害の度数率(一〇〇万延べ労働時間当たりの労働災害による休業一日以上の死傷者数)は産業計で三・〇三と前年より〇・〇五ポイント上昇した。また、労働災害の強度率(一〇〇〇延べ労働時間当たりの労働災害による労働損失日数)は産業計で〇・三〇と前年より〇・〇二ポイント下回った。このなかで特徴的なのは、高齢者災害の占める割合が年々増えており、二〇—三〇歳代の二倍近くになっていることである。

産業別労働災害の発生状況

産業別にみると度数率では運輸・通信業(〇・六六ポイント増)、林業(〇・〇七ポイント増)で増加したほかは、各産業で減少している。強度率では運輸・通信業、林業、サービス業等で上昇し、鉱業、建設業、製造業では低下している。とくに、産業活動が停滞した建設業では度数率、強度率がともに大きく低下している。

産業別で近年目立つのは、サービス経済化の進展と歩調を合わせるかのようにサービス産業での災害が増加していることである。八三年一月には静岡県掛川市のレクリエーション施設・つま恋でプロパンガス爆発の大惨事が起きた。また、日本ゴルフ場事業協会の調べによると、ゴルフ場での打球事故などの被災者の六〇・一%がキャディー、三三%が管理員である。このうち、一三・五%の人が休業一ヵ月以上の重傷である。さらに、ビル警備員や清掃作業員のけがなども増えている。

また、鉄鋼産業で労働災害の増加が目立っている。鉄鋼連盟の調べによると、本工の労災死亡者は八〇年には一人だったが、八三年には一七人に増えている。八幡製鉄所の調べでも、同所でも八四年一月から六月一日までに死亡災害二件、休業災害九件、不休業災害三件が発生し、とくに工長などの責任者クラスおよび四二~四三歳と五二~五三歳の年代の労働者に災害が集中している。労災頻発の原因としては各社が人員削減を強め、出向・配転をすすめる一方、職場の労働者数

の減少により労働密度が高まっていることなどもある。たとえば、八三年一〇月一〇日、新日鉄名古屋製鉄所でおきた死亡事故は、ディーゼル車運転中の一人作業の下請労働者が、進行してきた別の車に衝突し、はさまれて死亡したというものである。現場は、運転、誘導、荷物管理、ポイント切り換えの“一人四役”をおこなう危険な職場であり、ディーゼルの一人運転が事故の契機となっている。

事業所規模別度数率

八三年についてみると、一〇〇〇人以上一・一七(八二年一・三六)、五〇〇～九九九人一・五一(同・六八)、三〇〇～四九九人二・五四(同二・七四)、一〇〇～二九九人四・八五(同四・七四)となっている。例年と同様に、規模が小さくなるに応じて度数率が高まっている。しかも一〇〇～二九九人規模だけが前年より上昇しているため、前年とくらべてもこの傾向は強まっている。中小企業で災害が多発し、安全面でも企業間格差が広がっているのである。

重大災害

八四年一月一八日、三井三池鉱業所有明鉱(従業員は坑内、坑外、保安技術職員合計で一七八六名、うち、下請労働者は六三五名)で坑内火災が発生し、死者八三人、CO中毒患者一六人を出し、戦後の炭鉱災害史上四番目の大惨事となった。死者八三人のうち四二人、CO中毒患者一六人のうち七人、すなわち、被災者の半分が下請労働者であった。三井三池鉱業所では、六一年一月九日に三川炭じん爆発(死者四五八人、負傷者八三九人)、六七年九月二八日に三川鉱坑内火災(死者七人、負傷者四二五人)、八一年六月一日に三川鉱坑内落盤(死者六名)が起きている。今回の災害は三池炭鉱の災害のなかで二番目の大災害であり、有明鉱でははじめての大災害であった。

有明鉱は七三年、三井の出資により、日鉄鉱山から三井鉱山へ鉱業権が移り、七四年、新技術を導入して掘進をのばし、着炭した。同炭鉱は、縮小計画の石炭政策のなかで最後の新鉱として注目されていた。また、同炭鉱は、ガスが少なく炭層が比較的浅く、硫黄分が少ないという利点があり、将来は三川鉱に代わる主力鉱として位置づけられていた。

有明鉱は「最新鋭優良鉱」といわれ、最新の保安設備と機械化のすすんだ炭鉱とされていた。その有明鉱でなぜ今回のような大災害が発生したのであろうか。炭労の保安調査団の報告(八四年三月一三日)はつぎのように述べている。

坑内火災の火源はベルトコンベアと固形物の摩擦熱が蓄積され、可燃物に着火したことにある。また、被害を拡大したのは、以下のような会社の保安ミスにある。(1)火災発生箇所附近の消火栓による注水が停電により不能となったことなど、いろいろな状況を想定して、これに十分対処していける消火設備体制が確立されていなかったこと。(2)指令室の退避命令の発動がおくれたうえ、退避経路の指示についても不適切であったこと。また、状況を判断し、籠居することにより相当数の人が被害をまぬかれた公算があったにもかかわらず、これを指示しなかったこと。(3)救護隊の招集について、立ち遅れがあったこと。(4)平常より、救急センター、ビニールハウス、救急バルブ等の防災設備を完備しておく必要があったにもかかわらず、これがまったく不備であったこと。

また、会社顧問で第一線の職制から保安管理者(鉱長)を経験した中嶋一之氏は、つぎのように指摘している。(1)会社側は減産をおそれて、退避命令が遅れたうらみがあり、また、連絡や報告が遅れたのは極力内部処理ですまそうとした姑息な手段をとったからである。(2)新鮮な空気の補給路である入気坑道で起きた「トラブル」は、ただちに坑内全域に波及するという重要な基本的認識に欠け

ていたのではないか。(3)炭鉱における保安専任者(保安監督員)は多分に名目的で、最高責任者に保安に関して「助言し、勧告し得る」のみで実権は生産部門が握っている。これを改善しなければ生産優先がつづく。(4)採掘現場の機械化は驚くほど進歩をとげたが、一方搬送機は比較的が開発が遅れている。ベルトコンベアはたえず手入を必要とすることはよく知られていることである。コンベア当番を配置するのは常識で、この人員の削減は考えられない暴挙である。(5)保安管理面では集中管理体制の利用に信頼を置くことはまだ危険である。採掘にともなう坑内の状況は刻一刻と目まぐるしく様相が変貌する。そこで、よほど現場の状況に精通していなければ的確な保安指導はできない。迷路のような坑内通路を、集中管理方式だけの避難誘導をするのは無理があり、危険である。(6)鉱業所内に鉱山保安監督局の保安監督官が常駐することが望ましい。わが国のトップ炭鉱でもある広域の現場を一カ月に一回の巡回で、ほんとうに保安監督指導ができるものだろうか。(7)三池新労組(同盟系。総評系の三池労組に対抗して結成された)は、安全上の手抜きに手を貸していなかったかを反省すべきである。現場の改善がなされない場合は断固として就業を拒否すべきだ。

以上述べたような個々の災害原因の背景として、会社の生産第一主義が指摘されている。すなわち、有明鉱は三池炭鉱三山の中核鉱として近年増産につぐ増産をつづけていた。とくに出炭目標とくらべて出炭実績がたえず上回っていた。ところが八三年上期(四月—九月)には実績が目標を下回り、会社は後期(一〇月—三月)でこれをばん回しようと躍起となっていた。このような会社の生産第一主義が、前述したような災害原因を誘発したのである。

最後に炭労保安調査団が八四年三月六日に会社に申し入れた「今後の対策」をかかげておく。

1 BC管理体制の強化

- (1)係員、ベルト番による巡回点検の強化
- (2)ベルトの片寄り防止対策の確立
- (3)風門、とくに箱門の構造改善、要すればこれの廃止

2 早期消火体制の完備

- (1)消火栓水源の多様化
- (2)消火栓設置場所の改善(車道側への移設)
- (3)消火訓練の実施(係員だけを対象とするのではなく、一般鉱員による消火訓練の実施、要すれば「消火隊」の設置)

3 保安機器の完備

COセンサー、煙感知器の大幅増設による火災等の早期発見体制の確立。また、坑内誘導無線、電話の増設。

4 防災施設の完備

救急センター、ビニールハウス、救急バルブの設置、救命器の備えつけ。

5 退避訓練の強化、退避経路の明示

実戦に即した退避訓練を実施すること。この場合、抜きうちで訓練を実施すること。また、あらゆる状況を想定した机上訓練を保安技術職員の各階層にわたって実施し、万一の場合、迅速、適切に対応できる体制を確立しておくこと。

さらに標示板により退避経路を明示すること。

労災補償の新しい動き

校内暴力対策で神経症になり電車事故にあった高校教師に、民間の労災保険に当たる地方公務員災害補償が認められたという新しい動きがあった。また、工場周辺で有害なベリリウムが検出されて問題になっている日本碍子の元研究員(七六年九月に死亡)の遺族が「死因はベリリウムによる慢性の呼吸器障害によるものだった」として、八四年六月、同社を相手どり損害賠償請求訴訟を起こす準備をすすめている。これらは、労災をめぐる新しい動きとして今後の推移が注目される。

なお、八四年二月に労働省がはじめて「職業病としての精神障害の認定」をおこなった例については、本年鑑第二部V『『合理化』と労働組合』の第4節を参照。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
